

連載
第11回

考えよう！ごみの減量化



廃プラ袋に廃プラではないごみ、入れてませんか？

次のごみは、町が収集した廃プラ(プラスチック製容器包装)のごみ袋の中に混入されていた廃プラではないごみの一例です。廃プラとして出されたごみの中には、約20%異物が混入しています。廃プラではないごみは、さらに費用をかけて処理することになります。正確に分別してごみの減量化にご協力をお願いします。

【ペットボトル】



ペットボトルは、資源ごみとして出してください。

【廃プラでも汚れのひどいもの】



食べ残しなどを取り除いて、水で汚れを洗い落として出してください。

【廃プラではない製品】



プラスチック製品でも、廃プラではないので、燃えるごみとして出してください。

【その他】



金属を含むものは燃えないごみ、布は資源ごみ、使い捨てカイロは燃えるごみとして出してください。

残った旧燃えるごみ収集袋(黄色の袋)は交換できます

使用せずに残った旧ごみ袋は、外袋を開封していないものに限り、次のとおり交換します。

役場庁舎2階建設環境課窓口で交換しています

交換内容 **旧ごみ袋** 同サイズ5パック(10枚入り) → **新ごみ袋** 同サイズ1ロール

各地区を巡回して交換します

交換内容 **旧ごみ袋** 1パック(10枚入り) → **新ごみ袋** 同サイズ2枚



5月10日(月)からは、各地区(右表)を巡回して交換します。どの会場も受付時間は、午前9時から午前11時30分までです。※ 役場でも、5月20日(木)から同様に交換します。

会場	受付日
宮津公民館	5月10日(月)
白沢区民館	5月11日(火)
宮津山田集会所	5月12日(水)
板山公民館	5月13日(木)
高根台集会所	5月14日(金)
草木公民館	5月17日(月)
町勤労福祉センター(エスペランス丸山)	5月18日(火)
植公民館	5月19日(水)

問い合わせ先

建設環境課環境係 ☎(48) 1111 (内1211・1212)